

在留カードと外国人登録証明書の主な制度比較

変更事項	在留カード	外国人登録証明書
管理方式	入管法に基づく国による一元管理 入管法 …許可・情報管理	入管法に基づく国と外国人登録法に基づく地方の二元管理 入管法 …許可 外国人登録法…情報管理
交付対象者	中長期在留者に限定 次の ~ のいずれにも該当しない人 3月以下の在留資格が決定された人 短期滞在の在留資格が決定された人 外交又は公用の在留資格が決定された人 これらの外国人に準ずるものとして法務省令で定める人 特別永住者 在留資格を有しない人	原則、日本滞在 90 日以上の外国人 理由によっては、90 日以内の短期滞在であっても登録は可
交付場所	原則、上陸した空海港 制度導入当初は、4 空港のみ。その他の空海港からの入国は、後日郵送。 在留期間更新申請等は、地方入国管理官署	市区町村
IC チップ	あり	なし
在留期間	最大 5 年	最大 3 年
みなし再入国許可	あり 出国後 1 年以内に再入国するのであれば、原則として再入国許可を受ける必要がない。	なし
公的証明の性格	有する 就労活動や各種行政サービス	有しない
就労可否の判断	容易 在留カードを見ただけで、就労可能な在留資格を有しているかを容易に判断できる。	困難 就労制限の有無や資格外活動の許可を受けているかどうか確認が必要で就労可能かどうか判断しにくい。
携帯義務	常時（16 歳未満除く）	なし

在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方

上陸許可に伴って在留カードが交付されるのは、平成24年7月からの制度導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に限定され、それ以外の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印を行い、その近くに後日在留カードを交付する旨の記載がなされます。

在留カードへの切替えを済ませていない方

新しい在留管理制度導入後、一定の期間、外国人登録証明書は「在留カード」とみなされます。

「3月」以下の在留期間が付与された方

「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券や外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認してください。

特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。